

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 就労準備支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3451)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 16,529 千円 (前年度予算額： 16,874 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	16,874	10,954	0	0	0	0	0	0	5,920
要求額	16,529	10,970	0	0	0	0	0	0	5,559
決定額	16,529	10,970	0	0	0	0	0	0	5,559

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

本事業はひきこもり等の長期間就労していない方を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。

また、新型コロナウイルス感染症の流行期は過ぎたものの、コロナ禍において職を失った方など、生活困窮者からの相談は多いことが予想されるため、引き続き支援を行っていく必要がある。

(2) 事業内容

【就労準備支援事業】

- ア. 就労準備支援プログラムの作成 (就労準備支援員を配置し、協力事業者の開拓や支援対象者の課題の把握と支援方法の決定などを実施)
- イ. 日常生活自立に関する支援 (電話もしくは自宅訪問等による起床等の促し、身だしなみに関する助言などにより、適切な生活習慣の形成を促す)
- ウ. 社会生活自立に関する支援 (基本的なコミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等を通じて社会的能力の形成を促す)
- エ. 就労自立に関する支援 (就労体験の提供。模擬面接、ビジネスマナー講習などによる一般就労に向けた技法・知識の修得)

【就労準備支援事業交通費支援事業】

県が生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者の自立相談支援事業を実施する郡部において、生活困窮者が就労準備支援事業に参加する場合に、必要な交通費を支給する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【就労準備支援事業】

○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。(法第4条②二)

○負担区分

(就労準備支援事業) 国庫補助率 2 / 3 (法第15条②一)

【就労準備支援事業交通費支援事業】

生活困窮者への交通費の直接支給に要する経費については国庫補助の対象外。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	16,529	就労準備支援事業委託費16,456千円 就労準備支援事業交通費支援事業委託費 73千円
合計	16,529	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

- ・県内では21市が就労準備支援事業を実施中。
- ・全国では自立相談支援事業の実施主体のうち、695自治体(77%)が実施中。
(令和4年7月1日現在。厚生労働省実施の生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査集計結果による。)

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業について、県内郡部を対象に実施する。

ひきこもり等の長期間就労していない方を対象とし、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

当事業が必要な生活困窮者については、ひきこもり等の長期間就労していない方などであり、ニーズが潜在化しており、実態の把握が困難であるため、指標の設定は難しい。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<p>県内の各支所において、相談支援業を実施し、関係機関等の連携により支援ニーズの把握に努めた。</p> <p>令和2年度には、ひきこもり等の長期間就労していない方の相談のうち、85件の支援プランの作成につなげることができた。</p>
令和 3 年度	<p>県内の各支所において相談支援を行い、就労準備支援対象者に対し対象者の状態に合わせて段階的に就労に結び付けるための支援プログラムを実施。</p> <p>令和3年度には、ひきこもり等の長期間就労していない方の相談のうち、80件の支援プランの作成につなげることができた。</p> <p>また、生活困窮者が就労準備支援事業に参加する生活困窮者等に参加のために要する交通費を支給し、生活困窮者就労準備支援事業の利用促進につなげた。利用件数：延べ18回</p>
令和 4 年度	<p>県内の各支所において相談支援を行い、就労準備支援対象者に対し対象者の状態に合わせて段階的に就労に結びつけるための支援プログラムを実施。</p> <p>令和4年度には、ひきこもり等の長期間就労していない方の相談のうち、46件の支援プランの作成に繋げることができた。</p> <p>また、生活困窮者が就労準備支援事業に参加する生活困窮者等に参加のために要する交通費を支給し、生活困窮者就労準備支援事業の利用促進につなげた。対象者：4人、利用件数：0回</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	当該事業については、平成30年10月の法改正により、令和4年度までに当事業を実施することが努力義務とされた経緯があり、事業の必要性は高い。今後も増加が予想される生活困窮者からの相談に対応できる窓口として引き続き事業を行っていく必要がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	ひきこもり等の長期間就労していない方からの相談を適時実施することにより、支援プランの作成につながっており、確実に効果が出ている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	関係機関や生活困窮者の支援を行っている事業者等と連携し、より効率的に支援を実施していく。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ひきこもり等の長期間就労していない生活困窮者については、行政が把握しにくい支援対象者であるため、関係機関等と密接に連携した支援や掘り起しが重要である。 また新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者となった方に対しての支援についても充実させていく必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者となった方からの相談は今後も見込まれるため、引き続き関係機関等との連携が必要。
